

「(仮称)飯山市文化交流館」管理運営計画(案)



賑わいが連続する活動の場

北信州の山並みに呼応し、景観と調和する外観

平成 27 年 2 月

飯 山 市

※本計画(案)に表記の「飯山市文化交流館」は、「(仮称)飯山市文化交流館」と読み替える

一目 次一

I章 はじめに

- 1 管理運営計画の背景と目的
- 2 建設の基本理念
- 3 飯山市文化交流館の位置づけと役割

II章 運営理念

- 1 運営の基本理念
- 2 管理運営方針

III章 施設構成と利用規則

- 1 施設構成
- 2 利用規則

IV章 事業計画

- 1 事業計画の方針
- 2 自主事業
- 3 貸館事業
- 4 広報宣伝事業
- 5 開館までの取組み

V章 組織計画

- 1 組織計画の方針
- 2 管理運営主体（運営主体）
- 3 市民参画

VI章 事業評価

- 1 事業評価の方針
- 2 評価項目
- 3 情報収集の方法例

VII章 収支計画

- 1 収支計画の方針
- 2 収支の試算

I 章 はじめに

1 管理運営計画の背景と目的

建設から 50 年を過ぎた現在の飯山市民会館は、建物の耐震不足や設備の老朽化が著しく、立地条件の面からも市民の安心安全な利用の障害となってきた。

飯山市文化交流館は、平成 23 年 5 月の「(仮)飯山ぶらざ」建設検討委員会の発足を契機に、飯山市民会館に代わる施設として検討が始められた。

市では、委員会の検討報告を受け、平成 24 年 1 月「芸術・文化」「交流」「にぎわい」の 3 つの拠点施設とすることを基本理念とした「建設方針」を定め、平成 24 年 3 月より施設の設計に着手、平成 26 年 4 月に建設工事が着工された。

着手にあたり、館の設計コンセプトを「道が繋ぐ交流ぶらざ」として、まちなかの日常的な「広場」「拠りどころ」としての活動の場とすることとした。あわせて、新幹線飯山駅の隣接地という地の利を生かした、まちの HUB (結節点) として、にぎわいと交流を生み出す開かれた空間としての活用を目指す。

本計画は、飯山市文化交流館が日常的に多くの市民に利用され、芸術・文化をはじめとしたまちづくりの拠点施設としての機能を果たすため、館の管理及び運営の方針を定めることを目的に策定した。

2 建設の基本理念

市は、「(仮)飯山ぶらざ」建設検討委員会からの検討報告、市民アンケート、及び市民説明会の結果を受け、平成 24 年 1 月「(仮)飯山ぶらざ」建設方針の中で飯山市文化交流館建設の基本理念をつぎの 3 点とした。

■ 質の高い音楽環境が整った 芸術・文化振興拠点

市の催事、演劇、コンサートなどに対応できる質の高い音楽環境が整ったホールを設置し、市民の豊かな感性が磨かれる、芸術・文化振興の拠点となる施設とする。

■ 市民が集い、活気あふれる まちの交流拠点

子どもからお年寄りまで多くの市民が集い、日常的な利用を支え、芸術・文化活動に加えた教育・娯楽・健康の多面的な活用ができ、市民をはじめとしたまちづくりの交流の拠点となる施設とする。

■ 飯山市の魅力を発信する にぎわいの拠点

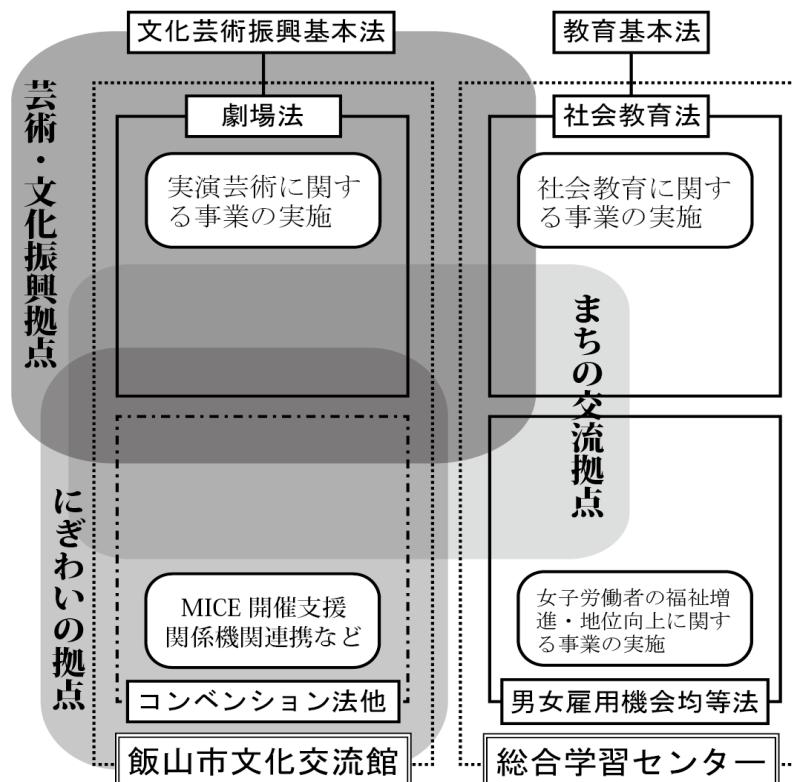
人が集う効果を最大限に地域の活性化へと結び付けていくために、大会、地域イベントの開催をはじめ、飯山の魅力を発信する観光事業や展示会など商業的な場として、市内外の人や企業、NPO などが活動できるにぎわいの拠点となる施設とする。

3 飯山市文化交流館の位置付けと役割

(1) 館の位置付け

飯山市文化交流館は、飯山市第5次総合計画における「たくましさと郷土愛を育てる教育と地域文化の振興と発信」に位置付けられている。館は、新幹線駅隣接施設という地の利と信越自然郷のもつ価値ある地域財産を最大限活用するとともに、館内外における多面的な事業を展開することで、芸術文化だけでなく回遊性や活性化が期待できるまちづくりの拠点施設としての役割を担うこととなる。

また、隣接する総合学習センターは、「芸術・文化振興拠点」「まちの交流拠点」でもあり、この総合学習センターと文化交流館が相互連携を行うことで、より効果的な管理運営と市民サービスの提供が図られる。



「文化交流館」と「総合学習センター」の関係法令に基づく活動の概念図

※劇場法 … 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年)

実演芸術の振興の場として公立文化ホールの役割等を規定。

※コンベンション法

… 「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」(平成6年)

国際会議の誘致促進と共に伴う観光交流の振興等を規定。

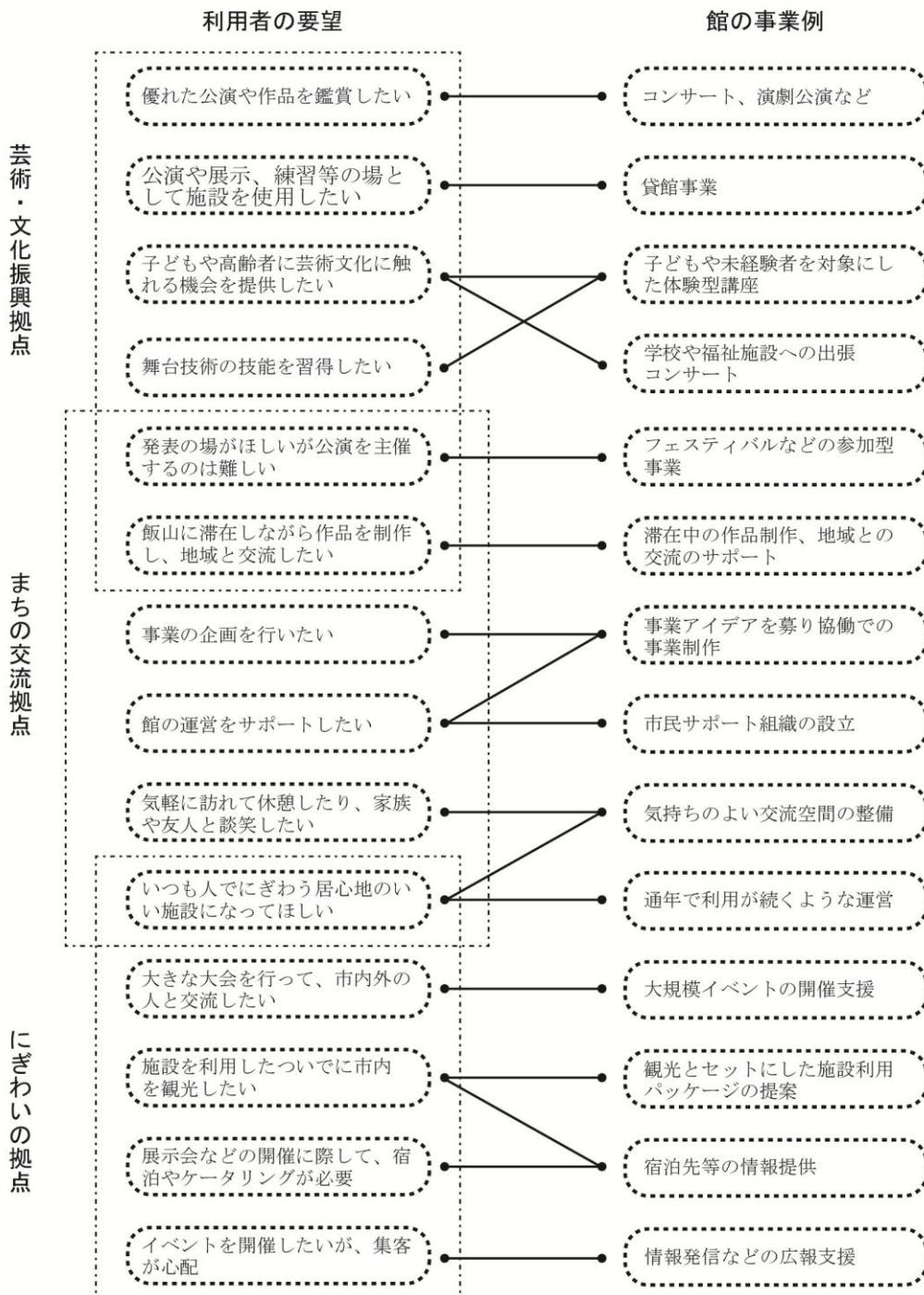
※M I C E …企業等の会議(Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行(I ncentive)、国際会議(Convention)、

イベント・展示・見本市(Event／Exhibition)の頭文字で、多くの集客が見込まれ、経済効果の大きいビジネス関連イベントなど。

(2) 館の役割

館の運営検討にあたり、市民説明会及び市民活動団体・市民アンケート調査を行った結果、公演・集会・展示などのイベント利用に加え、多くの人々が日常的に集まる場としての利用を望む意見や要望が多数寄せられた。

館の役割として、貸館事業と自主事業の推進とともに、日常的に利用しやすい「広場」「拠りどころ」としての環境づくりも求められている。



3つの基本理念と利用者要望に応じた館の事業例

Ⅱ章 運営理念

1 運営の基本理念

飯山市文化交流館は、建設の基本理念を継承し、「芸術・文化」「交流」「にぎわい」をもたらす複合拠点施設としての機能を発揮することを運営の基本理念とする。

運営にあたっては、市内外から多くの人々が集い、交流する機会を創出するため、芸術文化事業のみならず、産業や観光、福祉、教育、地域振興など様々な事業を自主事業として展開するとともに、積極的に貸館事業を行い、地域の交流、にぎわいの拠点として、その役割を果たしていくこととする。

「飯山市文化交流館」運営の基本理念

- 「質の高い音楽環境が整った 芸術・文化振興の拠点」
- 「市民が集い、活気あふれる まちの交流の拠点」
- 「飯山市の魅力を発信する にぎわいの拠点」

2 管理運営方針

(1) 管理運営主体

当面の間は飯山市の直営方式により基本理念に基づく地域振興に資する事業を展開し、将来的には指定管理方式も視野に入れた管理運営を進める。

(2) 自主事業の実施

館内外を対象とした芸術文化の普及啓発、地域間交流、商業・観光・福祉・教育等の地域振興に関わる「自主事業」を、館が企画し実施する。

(3) 貸館事業の実施

館以外の団体等が主催する各種公演・展示・会議・催事などの利用に対して、館内の貸館エリアと設備・備品等を貸し出す「貸館事業」を行う。貸館事業の推進にあたっては、利用率と収益性の向上を図るために、積極的な広報と営業活動を展開する。

(4) 日常的に訪れたくなる環境づくり

イベントや催事等の特定利用時に偏らず、広く市内外の方や、世代、障がいの有無に関わらず、多くの人々がいつでも気軽に集まれる活動の場として、「ナカミチ」「庭」などの開かれた空間を中心に、利用しやすい環境づくりを行う。

(5) 運営スタッフとネットワークの構築

自主事業や貸館事業などの企画・運営・営業等を効果的に推進するスタッフと、高度な舞台設備などを適切かつ安全に操作し、利用者が安心して使える施設及び設備管理を行える専門技術者を配置する。

また、館が主体となり、市民及び市民組織、関係機関や団体・近隣施設等とのネットワークを構築する。

Ⅲ章 施設構成と利用規則

1 施設構成

(1) 各室の主な仕様

各室名	仕様と内容	
大ホール 675 m ² (客席+舞台)	様々なジャンルに対応する可動席の多目的ホール ・平土間時はナカミチと一体的な利用が可能 ・飲食イベント可能	
	客席 500 席 (レイアウトにより増減) ・前舞台の設置、平土間等のレイアウトが可能 ・車椅子席、親子観覧室あり	
	舞台等 間口 16.6m(反響板形式) 12m(プロセニアム形式) 全幅 24.6m ~ 29.1m 奥行き 10m ・生音の音楽には反響板形式、多様な演出が入る演劇やダンスにはプロセニアム形式が適合	
	樂屋 (兼会議室) 17 m ² ~32 m ²	小樂屋 2 室 (6~10 名程度) 大樂屋 1 室 (12~20 名程度)
	技術諸室	照明・音響調整室、キャットウォーク等
小ホール 198 m ² (客席+舞台)	小規模の音楽や講演会などに利用しやすい固定席のボックス型ホール	
	客席 171 席 ・車椅子席、親子観覧室あり	
	舞台等 主舞台 幅 10m×奥行 5.5m	
	樂屋 (兼会議室) 15 m ² , 60 m ²	小樂屋 1 室 (5~8 名程度) 大樂屋 1 室 (20~30 名程度)
	技術諸室 キャットウォーク	
多目的ルーム 180 m ²	日常的に様々な活動に利用できる空間 ・ピクチャーレール、スポットライト、壁面鏡等を完備 ・飲食イベント可能	
音楽スタジオ 24 m ²	軽音楽などに適した防音構造のスタジオ	
ナカミチ 648 m ²	日常的に家族や友人と訪れて滞在ができる空間 ・遊び場、作品展示、飲食、物販など様々な利用が可能	
各庭	敷地全体に広がる広場、庭 ・運動や遊び、屋外イベントなど様々な利用が可能	
駐車場	約 80 台 ・イベント時の不足台数は周辺施設と連携して確保	
ユニバーサルデザイン バリアフリー	誰もが館を訪れやすいユニバーサルデザイン ・段差の少ない床、エレベーター、多目的・多機能トイレ、難聴者補助設備等	

※プロセニアム…客席と舞台を額縁のように区切る構造物。

※キャットウォーク…客席上部に設置された通路。照明を配置し客席方向から舞台を照らす。

※ユニバーサルデザイン…障がいのあるなし、年齢等に関係なく、誰もが利用しやすい空間デザイン。

(2) 各室の利用ジャンル

利用ジャンル		大ホール	小ホール	多目的ルーム	音楽スタジオ	楽屋	ナカミチ※	庭※
実演芸術	音楽系	オーケストラ	○				○	
		室内楽	◎	◎	○	○	○	
		吹奏楽	◎	○	○	○	○	○
		歌唱・合唱	◎	○	○	○	○	○
		ポピュラー・ロック	◎	○	○	○	○	○
		演歌・カラオケ	◎	◎		○	○	○
		民族音楽	◎	◎	○	○	○	○
	演劇系	演劇	◎	○	○	○	○	○
		朗読	◎	○	○	○	○	○
		ミュージカル	◎	○	○		○	○
		オペラ・オペレッタ	○				○	
		ダンス	◎	○	○	○	○	○
	伝統芸能系	バレエ	◎	○	○	○	○	○
		邦楽	◎	◎	○	○	○	○
		民謡	◎	◎	○	○	○	○
		太鼓	◎	○	○	○	○	○
		邦舞	◎	○	○		○	○
		寄席芸	◎	◎	○		○	○
		歌舞伎	○	○	○		○	○
映像	映像	能・狂言	○	○	○		○	○
		映画	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	パブリックビューイング	パブリックビューイング	◎	◎	◎		◎	◎
集会	集会	式典	◎	◎	◎		○	○
		大会・学会	◎	◎	◎		○	○
		講演会	◎	◎	◎	○	○	○
		パーティー	◎		◎	○	○	○
		会議・打ち合わせ	◎	◎	◎	○	○	○
展示	展示	美術	◎		◎	○	○	○
		工芸	◎		◎	○	○	○
		商業等	◎		◎	○	○	○
その他	その他	物販	◎		◎	○	○	○
		飲食	◎		◎	○	○	○
		講座	◎	◎	◎	○	○	○
		休憩・歓談				○	○	○
		軽運動	◎		◎	○	○	○

◎:一般的な規模や演出等で利用可能

○:規模や演出等を工夫・限定すれば利用可能

※ ナカミチ・庭は共用部を兼ねるため、他の利用に配慮が必要

(3) 施設の利用イメージ

小ホール（固定171席）

小規模な演奏会、講演会など



音楽スタジオ (防音24m²)

音楽練習など



各庭 日常の遊び場、野外発表
運動の場など



楽屋 (15m² ~ 60m²)

出演者の楽屋、日常会議室など



多目的ルーム(179m²)

会議、展示、軽運動など



ナカミチ (648m²)

小イベント、日常歓談、
市民展示、遊び場など



大ホール (可動式500席)

音楽、演劇、講演会、
商業展示など



駐車場 (約80台)

周辺公共施設と連携、
イベント会場など



2 利用規則

(1) 利用規則の方針

館の利用方法の基本的な方針は、次のとおりとする。

① 利用者の利便性の確保とサービス向上

公共施設としての安全性、公平性、平等性及び効率性を担保しつつ、利用者の利便性の確保と館の利用率を高めるためのサービス向上に努める。

② 貸館事業の使用料金設定と優遇措置

現市民会館や近隣施設の現状を考慮した使用料金の設定を行う。

また、館の基本理念に基づく公益性の高い貸館事業に対しては、使用料及び予約等に対する利用の優遇を行う。

③ 貸館事業の推進

館の効率的な運営に必要な使用料収入を確保するため、積極的な貸館営業活動と広報活動を行う。

(2) 利用規則の内容

① 休館日・開館時間

休館日は、毎週火曜日（火曜日が祝日にあたる場合はその翌日）と年末年始の12月29日から1月3日までとし、開館時間は、9時から22時までを原則とする。

例外的に、必要があると認めた場合は、休館日の利用や開館時間を超えての延長及び早朝利用などができるものとする。

② 時間利用区分

大・小ホールを使用する際の時間利用区分については、「午前」「午後」「夜間」の三区分制とする。

大・小ホール以外の諸室については、多用途の短時間利用が想定されるため、時間単位での貸し出しとする。

③ 利用手続き

大小ホールの受付開始は利用月の12か月前からとし、受付終了は利用日の1か月前を原則とする。

大小ホール以外の諸室の受付開始は利用月の3か月前（催事は6か月前）とし、受付終了は利用日当日（催事は1か月前を原則）とする。

申込受付開始の当日、利用日の重複が生じた場合は当事者同士による協議と調整を図り、協議不調の場合は抽選等を行う。また、申込受付開始の2日目以降は先着順により受付を行う。受付期間終了後は、先着順により練習等の受け付けを行い、利用率の向上に努める。

市または官公署が主催する催事等は、受付開始以前から事前受付ができる。

④ 使用料

貸館事業の使用料は、施設使用料と設備使用料とする。この内、施設使用料については利用の目的や内容に応じた加算、減額又は免除を行うことができる。

使用料の加算は、主たる目的が芸術・文化以外の営利的な利用、1,000円を超える入場料を徴収する利用、及び時間外の利用の場合等に対して行う。

使用料の減額又は免除は、公平性、平等性等に配慮し適用できるものとし、非営利で公益的な利用、リハーサル及び練習、大ホールのレイアウト、閑散期及び直前利用に対する場合等について運用の中で行う。

なお、土日祝日及び市外者・市外団体等に対する使用料の加算は行わず、市内外の交流を促進する。

⑤ 連続利用日数

館の事業計画及び公益性に影響を及ぼさない範囲での連続利用日数を認める。

⑥ 利用規則のまとめ

項目	内 容
休館日	毎週火曜日 ※火曜日が祝日の場合は翌日 年末年始 (12/29～1/3)
開館時間	9 時～22 時
時間利用区分	<p>① 大・小ホール 午前： 9 時～12 時 午後：13 時～17 時 夜間：18 時～22 時 ※連続した区分を使用する場合は、区分間も使用できる</p> <p>② その他の諸室、大・小ホールの練習利用 時間単位 ※許可時間外の利用は当該区分時間単価に加算した使用料</p>
申込み受付期間	<p>① 大・小ホール ○催事・リハーサル等：12か月前～原則1か月前の日まで ○練習等：1か月前～原則1週間前の日まで</p> <p>② 多目的ルーム・音楽スタジオ・楽屋兼会議室 ○練習等：3か月前～利用日まで ○催 事：6か月前～原則1か月前の日まで</p> <p>※催事とは、公演、展示、集会などの集客を伴う使用のことを指す。 ※ホールと合わせて使用する場合は、ホールの予約受付期間に合わせる。 ※市・官公署が主催する催事等は、受付開始以前の優先予約可能。</p>
利用者の決定	受付初日…抽選及び協議 2日目以降…隨時先着順
使用料の支払い	<p>○施設使用料：原則使用承認時 ○設備使用料：使用後精算</p>
施設使用料の加算、減額又は免除	<p>○土日祝日・市外者…加算なし ○入場料徴収 1,001円～…入場料に応じて段階的に加算 ○営利利用…加算 ○公益利用等…減額 ○リハーサル・練習・大ホールレイアウト・閑散期・直前利用等…減額</p>
使用料の還付	災害又は利用者の責めに帰さない理由、及び利用日の1か月前までに取りやめを申し出た場合など
連続利用日数制限	なし

※各項目の内容について、市長が特に認めるとき又は館の管理運営上支障がないと認めるときはこの限りではない。

IV章 事業計画

1 事業計画の方針

館が行う事業は、貸館中心の事業から、市民がいつでも気軽に立ち寄れる「広場」「拠りどころ」としての役割への転換が必要となる。

館は、芸術文化の振興とまちのにぎわい・交流拠点として、市民自らが参加・利用する活動の場を目指し、次の方針により事業を行う。

(1) 芸術文化の振興

芸術文化の振興を図るため、鑑賞と体験の両面に視点を置いた質の高い公演やワークショップなどを行う。また、世代や障がいの有無等に関わらず誰もが芸術文化に触れることができる機会を創出するため、館外での取り組みとして幼稚園や保育園、学校、福祉施設などへのアウトリーチを展開する。

※ワークショップ…体験型講座。専門家の指導のもと、実演芸術や美術などを経験や年齢、障がい有無などに
関わらず、自発的な関わりを持ちながら体験すること。

※アウトリーチ…地域の学校や福祉施設などで公演やワークショップを行ない、潜在的な鑑賞者や新しい
鑑賞者の掘り起し、施設に足を運ぶことの出来ない高齢者や障がい者などにも芸術文化等
に触れる機会を提供したりすること。

(2) 交流の促進

ナカミチや各庭を核として、絵画・写真などの展示、朝夕市・物産展の開催、その他交流施設でのライブや映画鑑賞の実施など、人びとが集う事業を実施する。

さらに、親子や友人との歓談や各種団体の活動、学生の学習の場など、いつでも気軽に利用しやすい環境づくりに努める。あわせて、市内外からの参加や来館者を増やし、人びとの交流や地域間の交流を生み出すための事業を展開する。

(3) にぎわいの創出

館を拠点とした地域一体のにぎわいを創出するため、観光、産業、教育、福祉、スポーツ、食文化、祭り、伝統工芸、特産品などの分野と連携し、地域の特色や資源を生かした事業を展開する。

(4) 積極的な貸館の営業活動

貸館利用促進のため、館のスタッフによる積極的な営業活動を展開する。

あわせて、施設の空き状況や利用方法をインターネット等の活用により、市民や市内外団体・事業者などの利用者に対し最新情報を発信し、開かれた利用しやすい貸館事業の体制を構築する。

(5) 関係機関との連携・協力

館の自主事業の一環として、地元や周辺市町村の商店街・観光・産業団体等との連携を図り、地域振興に係る事業を展開する。

2 自主事業

館内外を対象とした芸術文化の普及啓発、地域間交流、商業・観光・福祉・教育等の地域振興に関わる「自主事業」を、館が企画し実施する。

様々な参加者にとって魅力的な各種の企画を整えることで、館の利用者増加と市民サポート体制の構築、まちのにぎわい・交流拠点としての役割を果たす。

大区分	小区分	説明と事業例
芸術・文化事業	鑑賞事業	質の高い実演芸術の公演を行う事業 例) クラシックコンサート、演劇公演、落語など
	普及・育成事業	ワークショップやアウトリーチなど芸術文化の普及育成を行う事業 例) はじめての演劇ワークショップ、出張コンサートなど
	創造事業	音楽、演劇、舞踊、美術などの市民参加型作品や、館がプロデュースする作品の制作を行う事業 例) 市民参加ミュージカル、芸術家による雪像制作など
交流事業	日常滞在事業	ナカミチや各庭を核として、親子や友人との交流、各種市民活動、展示、学習、休憩などの場として日常的に人々が集うことが出来るよう積極的に働きかけを行う事業 例) 朝市、読み聞かせ、古本市、持ち寄りランチなど
	交流促進事業	フェスティバルやコンクールなど多くの人々が気軽に参加して、交流できる事業 例) 出演者公募ライブ、写真コンテストなど
	地域交流事業	地域のイベントでの実演芸術の公演や、市内の空き屋や遊休施設を活用して作品制作をする事業。また、合宿や社員研修で訪れた人と地域住民の交流を推進し館の利用と結びつける事業 例) アーティスト・イン・レジデンス、学生サークル合宿支援など
にぎわい事業	地域の魅力創出事業	祭り、伝統工芸、特産品などの地域資源を活用・発信する事業 例) 特産品まつり、伝統芸能フェスなど
	にぎわい創出事業	観光や飲食、宿泊等の伴う学会や大会等の開催を支援し、市外からの来街者を増やして地域経済を活性化させる事業 例) MICE 開催支援など
	情報・アーカイブス事業	定期的な情報紙の発行、地域の文化活動の情報化など、市内の文化に関する情報を収集・発信する事業 例) フリーペーパー制作、アーティストバンクなど

※アーカイブス…資料や文書などの重要記録を収集、整理し、蓄積すること。

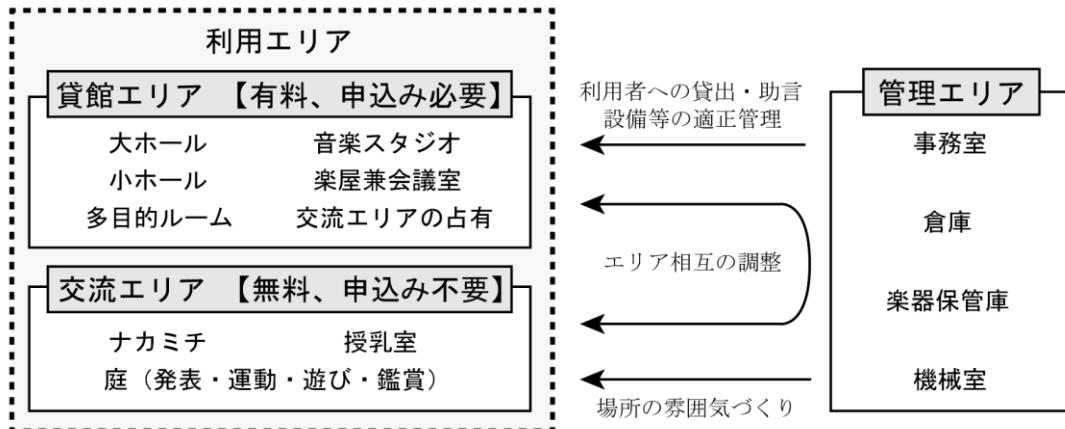
※アーティスト・イン・レジデンス…アーティストが、一定の期間、滞在しながら作品の制作を行うこと

※アーティストバンク…アーティストの人材データバンク。地域のアーティストを登録し、イベント主催者等が

アーティストを招聘しやすくするなどの活用が考えられる。

3 貸館事業

館内外の利用エリアを、貸館事業を行う「貸館エリア」と日常的に利用できる「交流エリア」に大別し、全ての利用者が利用しやすい環境づくりを行う。



(1) 貸館エリアの利用

貸館事業を行う「貸館エリア（大小ホール、多目的ルーム、音楽スタジオ、楽屋兼会議室、交流エリアの占有など）」では、有料の貸出を原則とし、施設及び舞台設備や備品などを良好な状態で管理し、利用者が安心して利用できる環境を提供する。

また、ホールのような特殊設備をもつ貸出室の利用にあたっては、館の専門スタッフが利用者の相談に応じながら、技術・運営支援などを行う。

(2) 交流エリアの利用

日常的に利用できる「交流エリア（ナカミチ、授乳室、各庭など）」では、終日無料開放（占有する場合は有料）を行い、市民をはじめ多くの方がいつでも気軽に利用し滞在できる環境を提供する。

また、貸出エリアの利用がある場合には、貸出エリアと交流エリアの各利用者が相互に快適に利用できる環境づくりに配慮する。

(3) 貸館事業の誘致

基本理念に沿った公益性の高い事業、及び、貸館収入のみならず市内の経済波及効果が見込まれる「商業展示」「学会」「企業等研修会」「長期イベント」などの貸館利用に対して、積極的な営業活動を行う。

4 広報宣伝事業

館は、芸術・文化の振興拠点、人々が集う交流の場、にぎわいの拠点として、魅力的な事業を実施するとともに、積極的な営業活動を行う。

このような、館で行われる事業の開催告知と実施報告、及び、館の利用に関する案内や空き室情報など、様々な媒体により積極的な広報と最新の情報提供も行う。

広報媒体（例）

広報媒体	内 容
ホームページ	施設の利用方法や空き状況、自主事業や貸館事業のスケジュールなどを分かりやすく発信する。
情報誌	事業スケジュールや注目事業の特集など、館の事業に関する情報を中心に掲載する。市内公共施設、飲食店、近隣地域の主要施設などで配布し、より多くの人々に情報を届ける。
パンフレット	施設パンフレットを関係公共施設の窓口等に継続的に配置し、情報を得やすい環境を提供する。
チラシ・ポスター	各事業のチラシやポスターを作成、配布し、より多くの人々に事業の情報を届ける。
SNS、ブログ	Facebook や twitter などの SNS やブログを活用して、速報性の高い情報発信や市民等との直接的なコミュニケーションを行う。
市広報誌 CATV	館の事業を紹介するコーナー等を設け、多くの市民に事業内容を周知する。
新聞掲載	地元新聞紙やマスコミなどに対する積極的な情報発信を行い、市内外に事業内容を発信する。

5 開館までの取組み

(1) プレイイベント

①飯山市文化交流館の周知と営業活動

館の存在を広く周知し、開館の気運を高め、開館後の来館につなげるための各種プレイイベントを開催するとともに、貸館利用促進のための積極的な広報宣伝活動と営業活動を行う。

また、建設段階では工事進捗状況の広報や施工見学会、竣工後は内覧会や音響性能試験のための演奏会などを実施する。

②市民ネットワークづくり

プレイイベントの開催により、これまで市民会館に触れる機会の少なかった市民や文化交流館の活動に賛同してくれる市民を積極的に迎え入れる各種事業を展開し、開館後の運営を協働する市民サポータ体制などのネットワークづくりと育成を行う。

③現市民会館からの継承

市民に愛され親しまれてきた現市民会館に感謝し、会館の歴史と伝統を文化交流館につなげるため、「さよなら市民会館イベント」を開催する。

(2) 開館記念イベント

館の開館にあたり、開館記念式典及びこけら落とし公演を開催する。

また、開館から 1 年程度を開館記念イベント実施期間と位置づけ、市内外への館の周知と利用促進のための様々な記念事業を実施する。

V章 組織計画

1 組織計画の方針

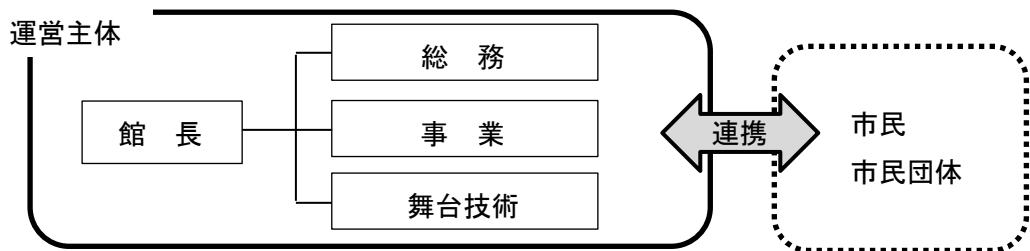
広く市民に親しまれる館としていくため、運営スタッフの役割及び組織体制の方針を次のとおりとして管理運営を行う。

(1) 管理運営主体（運営主体）

当面の間は、飯山市を運営主体とした直営方式により、館長を中心とした各種事業を進める技術及び事業スタッフ体制により管理及び運営を行う。

(2) 市民参画

市民が館とともに事業の企画や施設の運営に参加できる体制づくりを目指し、運営主体と市民及び市民団体が連携した事業を行える環境づくりを進める。



2 管理運営主体

(1) 館長

館長は、文化芸術をはじめとしたまちづくり、及び、地域の資源や人材を生かした幅広いネットワークを活用しながら、館が行う事業を総括する。

また、隣接する総合学習センターをはじめとする関係機関等との連携に努める。

(2) 総務

総務担当は、日常的な館の管理や委託業務、使用料の出納、報告書の作成など施設の管理、経理及び事務等を行う。

(3) 事業

事業担当は、館の基本理念に沿った自主事業の企画制作、貸館利用促進のための効果的な営業活動及び関係団体等との調整を行うとともに、広報宣伝活動を行う。

(4) 舞台技術

舞台技術担当は、専門知識を持つ技術者として、安全で創造性に優れた舞台設備管理を行う。あわせて、館が行う自主事業の企画・運営及び市民の文化活動をはじめとする施設利用に対する的確な技術アドバイスを行う。

(5) 運営主体の主な業務内容

主な業務は、下記のとおりである。

業務区分	主な業務内容
共 通	館に関する運営管理 市内外の他施設との調整・連絡 関係機関との会議、セミナー等の出席 視察対応等
総務経理	報告書類の作成 委託契約等の管理 議会、関係所管への説明資料の作成 職員の労務管理 経理事務（定期的な収支報告、予算・決算など） 庶務事務（備品、消耗品の管理・発注など） 警備、清掃等の維持管理業者との調整 使用料等の出納 運営評価事務
事 業	年間事業計画の作成、事業の企画制作・実施 関係各所（産業・観光・福祉・教育等）との調整 チケットの販促、広報宣伝、販売状況管理 会場の確保、自主事業の立ち会い 補助金、助成金獲得のための申請、調整 スポンサー獲得のための営業 当日券販売
舞台設備管理	貸出日程管理、貸館抽選の対応 見学、下見、事前打ち合わせの対応 施設利用前後の原状回復の確認、鍵の貸出管理 情報表示設備管理（部屋ごとの催し案内など） 各種申請書・使用料の受け取り 施設利用時の管理 来館者の居心地を良くするナカミチの空間演出 利用者拡大のための営業 来館者への施設案内、資料配布
建物管理	情報誌などの発行、ホームページ管理 ホール周知のための広報宣伝の企画、実施 事業の周知、券売促進のための広報宣伝 市民参画の対応、企画運営 報道マスコミ対応
舞台設備管理	ホール利用時の立会い、舞台設備操作補助 舞台設備の日常点検 関連設備の貸出、日常管理 舞台設備の定期点検立会い 利用希望者からの技術相談対応など 自主事業の舞台プラン制作
建物管理	電気・空調などの設備管理 一般設備・特殊設備の定期点検 機械警備の管理、巡回警備 通常清掃、定期清掃、特別清掃 施設内の除雪 植栽管理 その他施設の維持管理に必要な業務

3 市民参画

市民に開かれた親しみやすい館の運営を行うために、市民が館の事業に様々な形で参画できる市民サポート体制を構築する。

＜市民参画の取組み＞

日常的な活動での市民参画

気軽に足を運べ、居心地がよく、訪れたくなる環境づくりを運営主体が行うことで、ちょっとした休憩、親子や友人との交流、各種団体の練習などの日常的な活動の場として、様々な年代の市民が参画する。

観客等としての市民参画

市民が自らチケット代や講座代を支払ってでも参加したいと思えるような魅力的な公演やワークショップなどの企画を運営主体が整えることにより、興味を持つ分野へ市民が参画する。

ボランティア・サポートスタッフとしての市民参画

館で行う事業のチケットもぎりや客席案内などのフロントスタッフ、舞台転換などの裏方として支えるボランティアスタッフ等として市民が参画する。

事業の企画・推進役としての市民参画

運営主体が行う事業の企画や運営に携わる実行委員会などに市民が参画する。

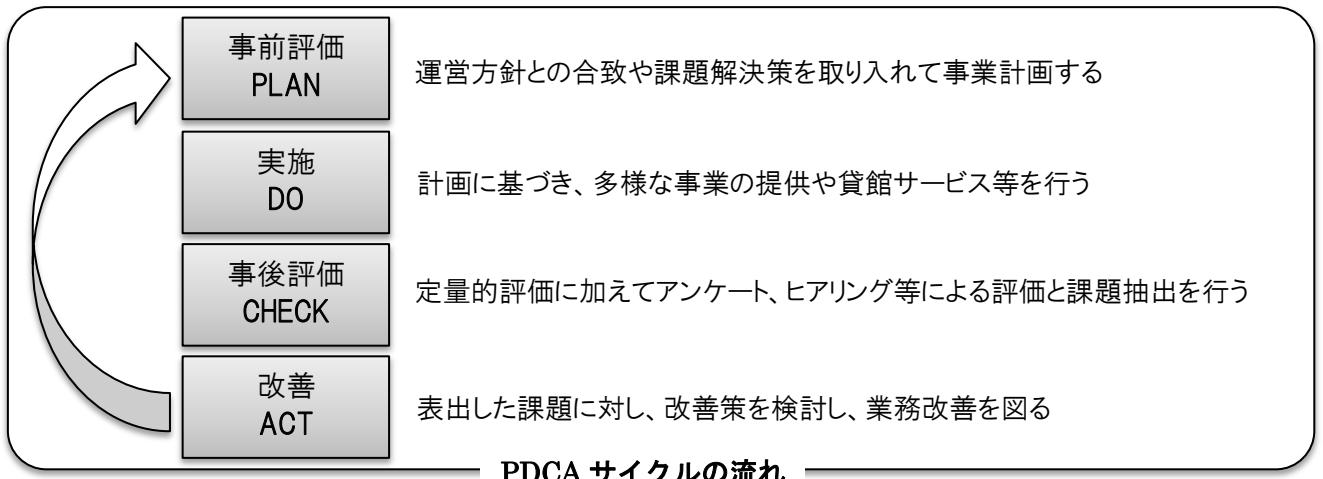
運営パートナーとしての市民参画

市民・利用者が運営主体と連携し合い、館を拠点とした自主的な活動と運営事業へ参画する。

VI章 事業評価

1 事業評価の方針

飯山市文化交流館は、芸術文化の振興とともに、産業や観光、福祉、教育など様々な分野の事業を行う施設であり、市民にとって利用しやすい施設となるよう事業評価を行う。なお、評価項目については広い視点での設定を行う。



2 評価項目

(1) 施設の基本理念に関すること

施設の目的・方向性の市民への浸透度、市内外からの来場者数
施設を拠点とした活動者数 等

(2) 事業に関すること

自主事業・共催事業・貸館事業の内容と状況、頻度、市民への浸透度、
参加のしやすさ、利用規則の課題 等

(3) 施設に関すること

施設の使い勝手、アクセス、サイン表示、ユニバーサルデザイン 等

(4) 広報に関すること

施設及び事業の告知効果、印象、市民への浸透度 等

(5) その他

施設への要望、スタッフの接遇 等

3 情報収集の方法例

(1) アンケート調査

アンケート用紙を配布し、意見を徴収する。

(2) 利用者の声の収集

来館者との対話、「目安箱」の設置などにより、意見を徴収する・

VII章 収支計画

1 収支計画の方針

館の基本理念に基づく運営には相応の支出は生じるが、効果的な事業の実施により持続的な地域経済波及効果を目指す。

貸館事業においては、「商業展示」「学会」「企業等研修会」「長期イベント」などの開催に対する積極的な誘致活動を行うことで、使用料収入の増加を図る。

自主事業においては、芸術文化をはじめとした地域振興に関わる様々な分野の事業により、入場料・参加料等の事業収入の増加を図る。

あわせて、助成金や協賛金など外部資金の活用を図り、館の基本理念に沿った効果的な事業を進め、市の負担のみに頼らない管理運営を進める。

【支 出】

維持管理費				事業費	
管理費	光熱水費	事務費	修繕費		
設備点検、清掃、警備などの費用	電気、水道、ガスなどの使用料			自主事業経費	
	通信費、消耗品費など	●	●		

小規模修繕の費用

人件費

 職員給与など

【收 入】

使用料収入	入場料収入	助成金	公費負担
施設・備品の貸出料金	チケット代、参加料等	●	管理運営に係る総経費から使用料・入場料・助成金等収入を差し引いた金額

国の機関、民間企業等からの

補助金、助成金等

類似同規模公共施設の一般的な収支構造

2 収支の試算

本管理運営計画に基づき、各経費の積み上げ又は公立文化ホール調査資料(※)を参考に、開館から概ね3年後を目標年度とした館の収支の試算を行った。

なお、当面は市の直営方式による管理のため、館の職員人件費は試算に含めないものとする。

(1) 支出額

①維持管理費

48,000 千円

<光熱水費 施設管理費 設備保守点検費 需用費 負担金 修繕料等>

(各経費の積み上げ積算)

②事業費

18,000 千円 <市及び館が行う事業費>

(調査資料※1 の近隣類似施設の事例を参考)

支出総額 : 66,000 千円

(2) 事業収入額等

①貸館収入 <使用料収入>

48,000 千円 × 15% = 7,200 千円

(調査資料※2 の同規模施設の事例を参考：維持管理費×15%～20%)

②事業収入 <入場料・参加料収入>

18,000 千円 × 30% = 5,400 千円

(調査資料※1 の近隣類似施設の事例を参考：事業費×30%)

③助成金等収入 <国、民間組織等からの補助金・助成金・協賛金等>

18,000 千円 × 10.4% = 1,900 千円

(調査資料※1 の全国平均を参考：事業費×10.4%)

収入総額 : 14,500 千円

(3) 公費負担

支出総額 - 収入総額 = 51,500 千円

※参考とした公立文化ホール調査資料

※1 「平成25年度 全国調査集計表」(公益社団法人公立文化施設協会)

※2 「平成25年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」

(公益社団法人公立文化施設協会)